

講義名	19 - 法学入門 (商・経) / 15 - 法学入門			授業形態	
担当教員	八木 雅史 / 藤井 啓吾		開講期・曜日・時限	後期 木曜日 1 時限	
			単位数	2	履修開始年次

主題と概要

社会とは、結局「個人対個人の関係」の集合体として成り立っている。(ただし、この場合の個人には法人(会社や国、地方自治体など)も含まれることを付け加えておく。)したがって、個々の「個人対個人の関係」のすべてが望ましいと考えられる(利害が調整された)状態になればこの社会はすばらしい社会になることであろう。そのような社会に少しでも近づぐためには、個々の「個人対個人の関係」をより良く調整するための道具が必要である。そして国家権力による強制力こそ有意義で非常に強力な道具となりうるのである。その目的を達成するために国家権力の発動をコントロールする社会的なシステムが法律なのである。そして社会的「人間関係調整」システムとしての法律を学ぶということは、社会生活において発生しうるすべての「個人対個人」の紛争を具体的な『条文』に従って解決する(このことを『法律の適用』という)方法を身につけるということである。本授業の主題もそのような技法を習得することにある。すなわち抽象的理論的な説明にできるだけでなく、具体的な『条文』を示しつつこれを身近な具体的な事例に適用するという訓練の身体の一部を取り入れる。かかる実習的な要素をもった本授業を提供することで、法的に物事を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後のビジネスマンに必要な能力であらう。さらに時宜を得た多くの身近な法律問題に触れることを通じて社会の一員であることの意味とその責任を感じてもらいたいことを主題としている。また本授業をはじめ本学における法律関連科目(民法、商法、経済法その他)の主たるテーマは、様々な種類の「取引」(経営、流通を含む広い意味。)に関わる場面に限定しての「個人対個人の関係」を、法律が、どのような望ましい関係にしようとしているか、そのためのどのように国家権力の発動を(当事者間の状況に応じた具体的な権利や義務を生み出すことによつて。)実際にコントロールしているかを理解することである。したがって専門基礎科目と位置づけられる本授業の果たすべき役割としては、今後他の法律関連科目を学ぶ前提として必要不可欠な取引に関わる法律上の基礎的知識の習得を内容とする。

到達目標

- (1)社会における「法的安定性」の意義を学び、社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を習得することができるようになる。
- (2)他人との間で生じうる様々なトラブルの予防および事後の適切な解決を図る能力を身につけることができるようになる。
- (3)社会人として要求されるコンプライアンス精神を身につけることができるようになる。

提出課題

- 第 部 (八木担当) : 毎回の授業中に課題を出し、担当教員の指示のもとワークシートを使い仕上げたうえで、レポートとして提出していただきます。
- 第 部 (藤井担当) : 毎回の授業中に課題を出しますので、指示に従って答案と提出してください。

課題(レポートや小テスト等)に対するフィードバックの方法

提出された課題についての解説は、提出後の授業の時間内に担当教員が行う方法、あるいはあらかじめ作成した解答例を授業終了時に配付して、各自持ち帰ったうえで自分で答え合わせをしながら、同時に復習の時間としてもらう方法で行います。

評価の基準

- 第 部 (八木担当) : 毎回の授業で、事例問題を内容とする課題を出すので、ワークシートを完成させながら回答し、その提出された各ワークシートを採点した上、その合計点で評価する。
- 第 部 (藤井担当) : 自らの授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの、内容や提出状況を総合的に評価して行う。

履修にあたっての注意・助言他

本授業では履修者数が多数になることが予想されるので、履修登録者を二つのクラスに編成し、2名の担当教員により、同一の時間帯にクラス別の教室において開講する予定です。そして、どちらのクラスも第1回目の授業においては、本授業の入門コースを自習とする内容の授業を提供します。そして2回目の授業から、2名の担当教員が、それぞれの教室での7面の授業を提供し、終了することによって受講生については教室はそのままで教員が別クラスに移動するという方法で、どちらのクラスの受講生も計画通り全15回の授業内容をクリアすることになります。したがって、シラ(ス)の授業計画における、第 部、 部の順序は各クラスによって異なることになるので注意すること。また、本授業は法律とは何たるかを学ぶための不可欠な法的思考方法および法的基礎知識の習得を内容とするものです。したがって将来民法、商法その他の法律関連科目を履修しようと思う者は、あらかじめ本授業を履修しておくことが望ましい。そして本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって始めて得られるものである。よって毎回出席あるいは聴講して授業に参加することを重視するの留意するように。

教科書

教科書は使用しません。

参考図書

その他

配布資料を使って授業を行う。教室において配布する場合もあるが、RYUKA Portal上の「講義用配布資料」においてあらかじめデータを公開している場合があるので担当教員の説明をよく聞いて対応すること。

授業計画

- ・初回授業...法学入門という授業の目標と受講上の注意事項

- 第 部 (八木担当)
- テーマ: 私たちの日常生活と法律の係わりについて
- 第1回 権利義務の根拠...条文
・条文の役割と構造(民法239条・162条などを例に)
- 第2回 「権利能力平等の原則」
(人が生まれることの法的な意味)
- 第3回 (人が死ぬことの法的な意味)
・権利能力の終断
- 第4回 事件(出来事)による権利義務の発生・消滅
(事件が起これば人生が変わる?)
- 第5回 人の意思(「意思表示」)による権利義務の発生・消滅
(「自由主義社会」っていつことは?)
- 第6回 契約の存続
(「契約社会」といわれる意味は何?)
- 第7回 具体的判決の妥当性の保障
(一般事項は裁判官の切り札!)

- 第 部 (藤井担当)
- テーマ: 働くことと家族の法
- 第1回 アルバイトをする
・労働契約の基礎 アルバイト学生の法的地位
- 第2回 就職活動、そして内定
・就職活動の法的性質
- 第3回 正社員として働く・非正社員として働く
・正社員、契約社員および派遣社員の法的地位
- 第4回 結婚する
・婚姻の成立要件と婚姻成立の法律効果
- 第5回 子どもを授かる
・嫡出推定の制度と問題
- 第6回 パートナーとの別れ
・離婚と法
- 第7回 人生の終わりとその後
・相続と法

授業形態(アクティブ・ラーニング)

ア: PBL(課題解決型学習)	イ: 反転授業(知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態)
ウ: ディスカッション、ディベート	エ: グループワーク
オ: プレゼンテーション	カ: 実習、フィールドワーク
キ: その他(A・L型であるけれども、以上の項目のいずれにも該当しない場合)	

準備学習(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間

本授業は、生活者あるいは消費者として、私たちがこの社会で生きていくうえで必要な法的な知識や思考方法に触れることを内容とする授業です。授業は、シラバスの授業計画に沿って進んでいくので、毎回の授業のテーマについて、あらかじめ自分で参考書等を使って調べたり、あるいは書籍から新聞をよく読んでいるいる社会問題についての問題意識を広く持つよう心がけてください。(予習として2時間が必要) また受講後は、授業で配布されたレジュメや資料を参考にしながら、授業内容を何度も振り返って法的な思考方法に少しでも慣れるように努力してください。(復習として2時間が必要)

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

本授業は、科目区分としては全学基礎科目の専門基礎科目です。本学カリキュラムポリシーによれば、専門基礎科目とは「豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持ったビジネスパーソン」となるため、本学の学生が所属する学部・学科を問わず共通して学ぶべき、多様なビジネスに広く関連する基礎的な社会科学分野の科目に当たり、本授業の到達目標がこれに該当します。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

その他授業運営方法等の急な変更がある場合には、RYUKA Portalの講義連絡を通じて案内をしますので、目ごろから注意をしておいてください。